

新	旧	備考
貿易代金貸付保険運用規程 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00016 沿革 (略) <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	貿易代金貸付保険運用規程 平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00016 沿革 (略)	
(定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）及び <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00014。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成 26 年 10 月 1 日 14 - 制度 - 00074。以下「約款（保証債務）」という。）</u> によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下のとおりとする。	(定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）及び <u>貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）</u> によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下のとおりとする。	
一 (略)	一 (略)	
二 「非常事由」とは、 <u>約款（貸付金債権等）第 3 条第 1 号から第 9 号まで、又は約款（保証債務）第 3 条第 1 号</u> に掲げる事由とする。	二 「非常事由」とは、 <u>約款第 3 条第 1 号から第 9 号まで</u> に掲げる事由とする。	
三 「信用事由」とは、 <u>約款（貸付金債権等）第 3 条第 10 号若しくは第 11 号、又は約款（保証債務）第 3 条第 2 号若しくは第 3 号</u> に掲げる事由とする。	三 「信用事由」とは、 <u>約款第 3 条第 10 号又は第 11 号</u> に掲げる事由とする。	
四 「非常危険」とは、非常事由による <u>約款（貸付金債権等）第 3 条、又は約款（保証債務）第 3 条</u> に定めるてん補危険をいう。（証券においては「非常」と表記する。）	四 「非常危険」とは、非常事由による <u>約款第 3 条</u> に定めるてん補危険をいう。（証券においては「非常」と表記する。）	
五 「信用危険」とは、信用事由による <u>約款（貸付金債権等）第 3 条、又は約款（保証債務）第 3 条</u> に定めるてん補危険をいう。（証券においては「信用」と表記する。）	五 「信用危険」とは、信用事由による <u>約款第 3 条</u> に定めるてん補危険をいう。（証券においては「信用」と表記する。）	
六 「 <u>貸付契約等</u> 」とは、貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する貸付契約等又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。		
(削除)	六 「 <u>貸付国</u> 」とは、貸付契約の相手が所在する国又は地域をいう。	
(削除)	七 「 <u>支払国</u> 」とは、借入国のことをいい、「 <u>支払人</u> 」とは、貸付金を償還する者をいう。	
(削除)	八 「 <u>保証国</u> 」とは、貸付契約に係る債務について支払保証状を発行す	

新	旧	備考
	<u>る機関、銀行等が所在する国又は地域をいう。</u>	
七 「2年未満案件」とは、貸付金の償還が起算点から2年未満に行われる <u>貿易代金貸付</u> （複数の者が協調して貸し付ける貸付契約で被保険者の貸付金額が優先して償還される場合であって、被保険者の償還期間のみが2年未満となるものを除く。）をいう。	九 「2年未満案件」とは、貸付金の償還が起算点から2年未満に行われる <u>貸付契約</u> （複数の者が協調して貸し付ける貸付契約で被保険者の貸付金額が優先して償還される場合であって、被保険者の償還期間のみが2年未満となるものを除く。）をいう。	
八 「2年以上案件」とは、 <u>貸付金等の最終償還期限が起算点から2年以上である貿易代金貸付（複数の者が協調して貸し付ける貸付契約で被保険者の貸付金額が優先して償還される場合であって、被保険者の償還期間のみが2年未満となるものを含む。）又は借入金等の最終償還期限が起算点から2年以上である保証債務の負担（当該保証債務の負担の期間が2年未満となるものを除く。）</u> をいう。	十 「2年以上案件」とは、 <u>2年未満案件以外の貸付契約</u> をいう。	
九 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する <u>貸付契約等</u> をいう。	十一 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する <u>貸付契約</u> をいう。	
十 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている <u>貸付契約等</u> をいう。	十二 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている <u>貸付契約</u> をいう。	
十一 「貸付者等」とは、 <u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u> を行う者をいう。	十三 「貸付者」とは、 <u>輸出代金貸付契約により貸付を行う者又は仲介貿易代金貸付契約により貸付を行う者</u> をいう。	
（ <u>貸付金等の範囲</u> ） 第2条 貸付金等の使途である輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術等の提供の対価には、 <u>貿易代金貸付</u> に関して日本貿易保険に納付する保険料を含めることができる。	（ <u>貸付金の範囲</u> ） 第2条 貸付金の使途である輸出貨物の代金若しくは賃貸料又は仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術等の提供の対価には、 <u>貸付契約</u> に関して日本貿易保険に納付する保険料を含めることができる。	
（ <u>てん補事由</u> ） 第3条 約款（ <u>貸付金債権等</u> ）第3条又は約款（ <u>保証債務</u> ）第3条に規定するてん補危険については、 <u>同条に規定する被保険者の損失が、貸付契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる理由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</u>	（ <u>てん補事由</u> ） 第3条 約款第3条に規定するてん補危険については、被保険者が <u>貸付金を償還期限までに回収できないことによる損失が、貸付契約の相手方が締結する貸付契約以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる理由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</u>	
（ <u>保険契約上の金利の扱い</u> ） 第4条 保険価額のうち金利の額は、次の各号の利率を用いて算出した額とする。	（ <u>保険契約上の金利の扱い</u> ） 第4条 <u>貸付契約に係る</u> 保険価額のうち金利の額は、次の各号の利率を用いて算出した額とする。	

新	旧	備考
一～二 (略)	一～二 (略)	
(回収不能額) 第5条 <u>約款（貸付金債権等）</u>第4条に規定する回収することができない<u>貸付金等の額、又は約款（保証債務）第4条に規定する保証債務の履行として支払った額若しくは回収することができない額のうち金利の額</u>は、<u>貸付契約等</u>の規定により適用された利率（金利変動契約にあっては、指定利率等を超えて用いられた期間については指定利率等、金利固定契約のうち2年以上案件にあっては、当該契約において規定された利率が20%を超える場合は20%）を用いて算出するものとする。	(回収不能額) 第5条 <u>約款</u>第4条に規定する回収することができない<u>貸付金の額</u>のうち金利の額は、<u>貸付契約</u>の規定により適用された利率（金利変動契約にあっては、指定利率等を超えて用いられた期間については指定利率等、金利固定契約のうち2年以上案件にあっては、当該契約において規定された利率が20%を超える場合は20%）を用いて算出するものとする。	
(引受基準) 第6条 約款の引受対象となる<u>貿易代金貸付及び保証債務の負担</u>は、日本貿易保険が別に定める引受基準による。	(引受基準) 第6条 約款の引受対象となる<u>貸付契約</u>は、日本貿易保険が別に定める引受基準による。	
(表示通貨と異なる通貨による償還条件付契約) 第7条 <u>貸付契約等</u>の償還が表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合の扱いは、次の各号による。	(表示通貨と異なる通貨による償還条件付貸付契約) 第7条 <u>貸付契約であって、貸付金の償還が契約額の表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）</u>について、保険契約を締結する場合の扱いは、次の各号による。	
一 保険契約の申込時に、償還期限における表示通貨と異なる通貨による償還金額が確定している<u>貸付契約等</u>は、償還金額建ての契約として取り扱うものとする。	一 保険契約の申込時に、償還期限における表示通貨と異なる通貨による償還金額が確定している<u>貸付契約</u>は、償還金額建ての契約として取り扱うものとする。	
二 保険契約の申込時に、償還金額が確定していない<u>貸付契約等</u>は、表示通貨建ての契約として取り扱い、以下の特約を付するものとする。 「保険契約者又は被保険者は、償還通貨で表示された償還金額が確定した場合は、変更承認申請を行わなければならない。」 なお、当該申請が承認された場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該変更の対象となった保険価額に係わる保険責任開始日と同一とする。	二 保険契約の申込時に、償還金額が確定していない<u>貸付契約</u>は、表示通貨建ての契約として取り扱い、以下の特約を付するものとする。 「保険契約者又は被保険者は、償還通貨で表示された償還金額が確定した場合は、変更承認申請を行わなければならない。」 なお、当該申請が承認された場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該変更の対象となった保険価額に係わる保険責任開始日と同一とする。	
第8条 (略)	第8条 (略)	
(外貨建対応特約の対象要件) 第9条 <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）</u> 保険外貨建対応方式特約書（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00017）又は<u>貿易代金貸付（保証債務）</u> 保険外貨建対応方式特約書（平成26年10月1日 14 - 制度 - 00075）の対	(外貨建対応特約の対象要件) 第9条 <u>貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書</u>の対象となる外貨は、以下のとおりとする。	

新	旧	備考																						
象となる外貨は、以下のとおりとする。 一 (略) 二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨に限る。	一 (略) 二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨に限る。																							
(確定通知を要しない貸付契約等) 第10条 <u>約款（貸付金債権等）</u> 第12条の規定において同条の通知を要しない場合とは、2年未満案件の場合とする。	(確定通知を要しない貸付契約) 第10条 <u>約款</u> 第12条の規定において同条の通知を要しない場合とは、2年未満案件の場合とする。																							
(確定通知による内容変更のみなし承認) 第11条 <u>約款（貸付金債権等）</u> 第12条又は<u>約款（保証債務）</u> 第12条に規定する通知書（以下「確定通知書」という。）を提出する<u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u>にあつては、原則として、<u>貸付契約等に係る貸付若しくは債券等の取得の予定時期の変更又は貸付金等若しくは保証債務の負担の額の減額若しくは5%未満（貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書が適用される案件にあつては、5%未満若しくは当該特約書の対象となる契約金額未満）の増額を行う場合は、約款（貸付金債権等）第20条又は約款（保証債務）第19条に規定する内容変更の承認申請は要せず、当該確定通知書の提出をもってん補の対象となるものとする。</u>	(確定通知による内容変更のみなし承認) 第11条 <u>約款</u> 第12条に規定する通知書（以下「確定通知書」という。）を提出する<u>貸付契約</u>にあつては、原則として、<u>貸付予定時期の変更又は貸付金の減額若しくは5%未満（貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書が適用される案件にあつては、5%未満又は当該特約書の対象となる契約金額未満）の増額を行う場合は、約款第20条に規定する内容変更の承認申請は要せず、当該確定通知書の提出をもってん補の対象となるものとする。</u>																							
(保険料率算定における期間計算の取扱い) 第12条 1～2 (略)	(保険料率算定における期間計算の取扱い) 第12条 1～2 (略)																							
3 保険料率等規程のⅡ[2] 4(1)②に規定する「起算点」の取扱いは、下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>起算点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>貸付契約等に係る第1回の貸付実行日又は債券等の取得の日</u>が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合</td><td>第1回償還日の6月前の応答日</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合</td><td>最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合</td><td>最後の貸付実行日</td></tr> <tr> <td>最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合</td><td>第1回償還日の前日</td></tr> </tbody> </table>			起算点	<u>貸付契約等に係る第1回の貸付実行日又は債券等の取得の日</u> が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日	第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日	3 保険料率等規程のⅡ[2] 4(1)②に規定する「起算点」の取扱いは、下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>起算点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合</td><td>第1回償還日の6月前の応答日</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合</td><td>最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合</td><td>最後の貸付実行日</td></tr> <tr> <td>最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合</td><td>第1回償還日の前日</td></tr> </tbody> </table>			起算点	第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日	第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日	
		起算点																						
<u>貸付契約等に係る第1回の貸付実行日又は債券等の取得の日</u> が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日																						
第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日																						
	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日																						
		起算点																						
第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日																						
第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日																						
	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日																						

新	旧	備考
(保険料の納付方法) 第 13 条 保険契約者は、貿易代金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が<u>約款（貸付金債権等）第 20 条第 1 項又は約款（保証債務）第 19 条第 1 項</u>に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。 一 日本貿易保険が<u>約款（貸付金債権等）第 20 条第 6 項又は約款（保証債務）第 19 条第 6 項</u>の承認をした場合にあっては、被保険者が<u>約款（貸付金債権等）第 20 条第 1 項又は約款（保証債務）第 19 条第 1 項</u>の通知を行った時 二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が<u>約款（貸付金債権等）第 20 条第 2 項又は約款（保証債務）第 19 条第 2 項</u>ただし書きの規定による承認をした時	(保険料の納付方法) 第 13 条 保険契約者は、貿易代金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が<u>約款第 20 条第 1 項に規定する貸付契約の重大な内容変更等</u>を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。 一 日本貿易保険が<u>同条第 6 項</u>の承認をした場合にあっては、被保険者が<u>同条第 1 項</u>の通知を行った時 二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が<u>同条第 2 項</u>ただし書きの規定による承認をした時	
2 前項の規定にかかわらず、2 年以上案件（本邦通貨又は保険料率等規程別表第 6 (2) に掲げる外貨により償還されるものに限り、貿易代金貸付保険包括保険（2 年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書の対象となるものを除く。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合は、当該保険料の額の 100 分の 50 を保険契約の締結時に、100 分の 50 を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。 一 (略) 二 <u>貿易代金貸付金債権等の取得にあっては貸付金等の累計額が貸付予定総額の 100 分の 50 以上となる予定の日の前日以前の日、保証債務の負担にあっては保証金額の累計額が保証予定金額の 100 分の 50 以上となる予定の日の前日以前の日</u>	2 前項の規定にかかわらず、2 年以上案件（本邦通貨又は保険料率等規程別表第 6 (2) に掲げる外貨により償還されるものに限り、貿易代金貸付保険包括保険（2 年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書の対象となるものを除く。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合は、当該保険料の額の 100 分の 50 を保険契約の締結時に、100 分の 50 を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。 一 (略) 二 <u>貸付金の累計額が貸付予定総額の 100 分の 50 以上となる金額を貸し付ける</u>予定の日の前日以前の日	
3 貿易代金貸付金債権等に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第 2 回支払日（以下「第 2 回支払日」という。）が到来する前に<u>貿易代金貸付（貸付金債権等）</u>	3 保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第 2 回支払日（以下「第 2 回支払日」という。）が到来する前に<u>貿易代金貸付保険約款（以下</u>	

新	旧	備考
保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. (略) 3. 第2回支払日までに、<u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>	「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. (略) 3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」	
4 <u>保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第2項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</u> <u>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u> <u>2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u> 3. 第2回支払日までに、保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支		

新	旧	備考
<u>払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u>		
(償還期限確定時における保険料の精算) 第 14 条 確定通知書を提出する <u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u> にあつては、当該通知書の提出時に当該通知により確定した償還金額及び償還期限に基づき前条に規定する保険料の精算を行う。	(償還期限確定時における保険料の精算) 第 14 条 確定通知書を提出する <u>貸付契約</u> にあつては、当該通知書の提出時に当該確定した償還金額及び償還期限に基づき前条に規定する保険料の精算を行う。	
(保険料の返還) 第 15 条 償還期限前に償還が行われたことは、 <u>約款（貸付金債権等）第 23 条第 3 項又は約款（保証債務）第 22 条第 3 項</u> の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。	(保険料の返還) 第 15 条 償還期限前に償還が行われたことは、 <u>約款</u> 第 23 条第 3 項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。	
(償還期限確定前のてん補事由発生における損失額) 第 16 条 償還金額及び償還期限が確定する前に <u>約款（貸付金債権等）第 3 条又は約款（保証債務）第 3 条各号のいずれかに該当する事由</u> が発生した場合における損失の発生については、保険契約の締結時に予定した償還金額及び償還期限に基づき確定する。ただし、 <u>約款（貸付金債権等）第 27 条第 2 項</u> の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。	(償還期限確定前のてん補事由発生における損失額) 第 16 条 償還金額及び償還期限が確定する前に <u>約款</u> 第 3 条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における損失の発生については、保険契約の締結時に予定した償還金額及び償還期限に基づき確定する。ただし、 <u>約款</u> 第 27 条第 2 項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。	
(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い) 第 17 条 貿易代金貸付保険包括保険（2 年以上）特約書及び貿易代金貸付保険包括保険（2 年未満）特約書（以下「包括特約書」という。）に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、原則として <u>貿易代金貸付金債権等の取得の前日又は保証債務の負担の前日</u> とする。	(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い) 第 17 条 貿易代金貸付保険包括保険（2 年以上）特約書及び貿易代金貸付保険包括保険（2 年未満）特約書（以下「包括特約書」という。）に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、原則として <u>貸付契約に基づく第 1 回貸出実行の前日</u> とする。	
2～3 (略)	2～3 (略)	
4 日本貿易保険は、第 1 項に規定する日から 2 月を経過した後に保険の申込みを受けた場合には、その都度、当該保険の申込みに係る <u>貸付者等</u> に申込遅滞理由書を求めることができる。	4 日本貿易保険は、第 1 項に規定する日から 2 月を経過した後に保険の申込みを受けた場合には、その都度、当該保険の申込みに係る <u>貸付者</u> に申込遅滞理由書を求めることができる。	
5 日本貿易保険は、第 2 項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第 3 項の規定に該当する <u>貿易代金貸付又は保証債務の負担</u> の存在を知った場合には、その都度、当該保険の申込みに係る <u>貸付者等</u> に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、 <u>貸付者等</u> に警告するものとする。	5 日本貿易保険は、第 2 項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第 3 項の規定に該当する <u>貸付契約</u> の存在を知った場合には、その都度、当該保険の申込みに係る <u>貸付者</u> に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、 <u>貸付者</u> に警告するものとする。	
6 前項の警告にもかかわらず、 <u>貸付者等</u> が警告を受けたときから 3 年を	6 前項の警告にもかかわらず、 <u>貸付者</u> が警告を受けたときから 3 年を経	

新	旧	備考
経過するまでの期間に3回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は2回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該3回目の著しい遅滞又は2回目の脱漏に係る保険契約を含め、包括特約書に規定する保険料の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた割増保険料が適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。	過するまでの期間に3回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は2回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該3回目の著しい遅滞又は2回目の脱漏に係る保険契約を含め、包括特約書に規定する保険料の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた割増保険料が適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。	
7 (略)	7 (略)	
8 第6項の規定の適用を決定したときは、当該貸付者等に日本貿易保険が直接その旨を通告する。	8 第6項の規定の適用を決定したときは、当該貸付者に日本貿易保険が直接その旨を通告する。	
(損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日) 第18条 約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第13条の当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。	(損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日) 第18条 約款第14条の当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。	
(事故発生日及び事故確定日) 第19条 約款(貸付金債権等)第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一 約款(貸付金債権等)第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日及び事故確定日とする。 二 約款(貸付金債権等)第3条第11号に該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日とし、当該償還期限から3月を経過した日を事故確定日とする。	(事故発生日及び事故確定日) 第19条 約款第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一 約款第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日及び事故確定日とする。 二 約款第3条第11号に該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日とし、当該償還期限から3月を経過した日を事故確定日とする。	
2 約款(保証債務)第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一 約款(保証債務)第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する事由による場合は、保証債務を履行した日を事故発生日及び事故確定日とする。 二 約款(保証債務)第3条第3号に該当する事由による場合は、保証債務を履行したことにより求償権を取得した日を事故発生日とし、当該求償権の取得日から3月を経過した日を事故確定日とする。		
3 約款(貸付金債権等)第3条又は約款(保証債務)第3条のてん補危険について、前項に規定する事故発生日が保険期間内にあればてん補の	2 約款第3条のてん補危険について、前項に規定する事故発生日が保険期間内にあればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要	

新	旧	備考
対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。	はないものとする。	
(対象となる2年未満案件) 第20条 <u>約款(貸付金債権等)</u>の引受対象となる2年未満案件については、第6条に規定する引受基準によるもののほか、原則として次の各号のすべてに該当するものに限るものとする。 一 (略)	(対象となる2年未満案件) 第20条 <u>約款</u>の引受対象となる2年未満案件については、第6条に規定する引受基準によるもののほか、原則として次の各号のすべてに該当するものに限るものとする。 一 (略)	
二 2年未満案件の相手方が、保険契約の締結時において海外商社名簿について(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿(以下「名簿」という。)上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行であること。	二 2年未満案件の相手方が、保険契約の締結時において「<u>海外商社名簿</u>について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿(以下「名簿」という。)上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行であること。	
2 <u>約款(貸付金債権等)</u>の引受対象となる2年未満案件のうち信用危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の用途となる輸出貨物の代金若しくは賃貸料に係る輸出契約、仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料に係る仲介貿易契約又は技術等の提供の対価に係る技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生迄の間に以下の条件を満たしているものとする。 一 輸出契約等の相手方が海外商社の与信管理について(平成13年4月1日 01-制度-00064)第9条各項の規定に該当しないこと。この場合において、当該規定中「被保険者」とあるのは、「<u>貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款</u>(平成17年4月1日 05-制度-00014)第2条第7号に規定する輸出者等」と読み替えるものとする。 二 貸付契約の資金用途が仲介貿易契約である場合は、当該仲介貿易契約の相手方が次のいずれにも該当しないこと。 イ 買契約(貸付契約の用途となる仲介貿易契約を締結する本邦仲介貿易者が、仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00034)第1条7号に定義される仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。)の相手方の本店又は支店(買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。) ロ～ハ (略)	2 <u>約款</u>の引受対象となる2年未満案件のうち信用危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の用途となる輸出貨物の代金若しくは賃貸料に係る輸出契約、仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料に係る仲介貿易契約又は技術等の提供の対価に係る技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生迄の間に以下の条件を満たしているものとする。 一 輸出契約等の相手方が「<u>海外商社の与信管理について</u>」(平成13年4月1日 01-制度-00064)第8条各項の規定に該当しないこと。この場合において、当該規定中「被保険者」とあるのは、「<u>貿易代金貸付保険約款</u>(平成17年4月1日 05-制度-00014)第2条第7号に規定する輸出者等」と読み替えるものとする。 二 貸付契約の資金用途が仲介貿易契約である場合は、当該仲介貿易契約の相手方が次のいずれにも該当しないこと。 イ 買契約(貸付契約の用途となる仲介貿易契約を締結する本邦仲介貿易者が、仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00034)第1条七号に定義される仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。)の相手方の本店又は支店(買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。) ロ～ハ (略)	

新	旧	備考
第 21 条 （略）	第 21 条 （略）	
（読替） 第 22 条 平成 17 年 3 月 31 日以前に貿易一般保険約款により締結した貸付契約に係る保険契約については、貿易一般保険運用規程を適用せず、本規程を適用する。この場合において、本規定中、<u>約款（貸付金債権等）</u>の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。	（読替） 第 22 条 平成 17 年 3 月 31 日以前に貿易一般保険約款により締結した貸付契約に係る保険契約については、貿易一般保険運用規程を適用せず、本規程を適用する。この場合において、本規定中、<u>貿易代金貸付保険約款</u>の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	附 則 （略）	